

重点的個人指導実施要領の制定について

平成28年12月5日
例規（教）第111号

最近改正 令和2年9月25日例規（務）第87号

この度、別記のとおり重点的個人指導実施要領を制定し、平成28年12月5日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、「重点的個人指導実施要領の制定について」（平成26年12月10日一般（教）第682号）は、廃止する。

別記

重点的個人指導実施要領

第1 趣旨

この要領は、職員の実務能力を向上することにより府民の期待と信頼に応える強い警察の確立を図るため、新たに採用された者等を対象に行う重点的個人指導（大阪府警察教養規程（平成16年訓令第28号。以下「規程」という。）第18条に規定する個人指導のうち、指導する項目、修得の時期等の計画を定めて重点的に実施するものをいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施対象者

重点的個人指導の対象となる者（以下「対象者」という。）は、警察署に勤務する巡査部長以下の階級にある警察官のうち、次のいずれかに該当する者とする。ただし、当該者について、他の業務との兼務等により後記第6に規定する実施項目の修得が困難と認められる期間又は疾病、学校入校等により当該警察署において勤務しない期間が生ずる場合は、当該期間にあっては当該者を対象者としなないことができるものとする。

- (1) 採用時教養修了後6か月未満の地域課員及び直轄警察隊員（以下「新規採用者」という。）
- (2) 現に総務課（総務係、証拠品係及び広聴相談係を除く。）、留置管理課、生活安全課、刑事課若しくは交通課（生活安全刑事課（係の職務内容によりその係を生活安全課又は刑事課とみなす。）及び地域交通課交通係を含む。）又は警備課に配置されている者のうち、当該課における勤務の期間が6か月未満の者（当該勤務に係る職務内容と同一の職務内容を6か月以上（機動隊における当該職務内容に係る期間を除く。）経験したことがある者を除く。以下「職務内容変更者」という。）
- (3) 次のいずれかに該当する者のうち、警察署長（以下「署長」という。）が指定する者（以下「署長指定者」という。）
 - ア 新規採用者又は職務内容変更者のうち、後記第3に規定する指導期間の終了後、更に指導が必要と認められる者
 - イ 担当する職務に関する知識、技能等の不足等の理由により、重点的個人指導が必要と認められる者

第3 指導期間

- 1 重点的個人指導を実施する期間（以下「指導期間」という。）は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める期間とする。この場合において、前記第2のただし書の規定により対象者としなないこととした期間は、指導期間に算入しないものとする。
 - (1) 新規採用者及び職務内容変更者 6か月間
 - (2) 署長指定者 3か月間
- 2 署長は、新規採用者について、指導期間の終了前であっても、後記第6の実施項目の全てを修得したと認めるときは、当該新規採用者への重点的個人指導を終了するものとする。
- 3 署長は、署長指定者について、指導期間の終了時において重点的個人指導の継続の要否を判断し、必要と認めるときは、3か月単位で指導期間を延長するものとし、以後3か月を経過するごとに重点的個人指導の継続の要否を判断するものとする。

第4 実施体制

重点的個人指導の実施体制については、規程第3章第1節に規定するところによる。

第5 指導担当者

対象者の直近の上司は、当該対象者の指導担当者として重点的個人指導を実施するものとする。ただし、直近の上司が長期入校のため不在になる等やむを得ない事情がある場合は、規程第15条に規定する職場教養の実施担当者（以下「実施担当者」という。）が、当該直近の上司の代わりとして適任と認める者（対象者と同一階級にある者を含む。）に重点的個人指導を行わせるものとする。

第6 実施項目

重点的個人指導において指導する項目（以下「実施項目」という。）は、前記第2に規定する対象者の担当する職務に必要な基本的な知識及び技能に関する事項とする。

第7 実施要領

1 実施計画

指導担当者は、実施項目を修得するための方法等について対象者と協議し、重点的個人指導の実施計画を立てるものとする。

2 対象者の取組

対象者は、各種の教養資料による自己研さん、指導担当者等に対する質問その他実施項目を修得するための取組を行うものとする。

3 指導担当者による指導の方法

(1) 指導担当者は、次に掲げる方法により対象者の経験、実務能力等に応じた具体的な指導を行うものとする。この場合においては、対象者に自ら考え、実践的に行動する機会を積極的に与える等、自己啓発意欲を高めるための創意工夫を凝らした指導に努めるものとする。

ア 業務マニュアル、部内資料等を活用した法的知識、業務対応要領等についての教養を行うこと。

イ 指導担当者自ら又は模範となる者の業務対応要領を観察させること。

ウ 対象者に実際の業務を実践力が付くまで反復して行わせること。

エ 対象者の取組姿勢等について必要な督励を行うこと。

(2) 指導担当者は、対象者の取組状況を点検し、実施項目の修得のために必要な指導を行うものとする。この場合において、指導担当者よりも専門知識を有する者等から、より効果的な指導を受けることができると判断したときは、実施担当者に報告し、指導担当者以外の者からの指導を受けることができるように配慮するものとする。

4 実施担当者による教養等

(1) 実施担当者は、対象者の実施項目に関する指導担当者の経験又は知識が不足していると判断した場合は、指導担当者以外の者でその知識及び技能を有するものを指導担当者の補助者に充て、指導担当者との連携による指導を行わせるとともに、自らも指導担当者に対し、教養資料の提供、指導技法についての教養等を行うものとする。

(2) 実施担当者は、対象者一人ひとりの取組状況に応じて、視聴覚教養の実施、指導担当者に対する研修会の開催等対象者が実施項目を修得するための効果的な支援等を講ずるものとする。

(3) 実施担当者は、必要に応じて対象者との面接を行って実施項目の修得の進捗度及び業務遂行への効果を検証するとともに、指導担当者に対しては、指導重点、指導方法等について具体的に指示して、指導の効果を上げさせるものとする。

5 警察本部の所属等の職員による指導

警察本部の所属等の職員は、巡回教養等の実施のため警察署に派遣された際には、対象者の取組状況について、適宜、点検して必要な指導を行うものとする。

6 実施項目の修得状況の管理

(1) 対象者は、実施項目の修得状況を指導担当者に適宜報告するとともに、別途送付する重点的個人指導記録表（以下「記録表」という。）に記載するものとする。

(2) 指導担当者は、実施項目の修得状況を記録表により、新規採用者にあつては3か月に1回以上、職務内容変更者及び署長指定者にあつては1か月に1回以上、対象者と共に実施担当者に報告するものとする。

(3) 指導担当者は、新規採用者との面接を行って実施項目の修得状況を確認し、実施項目の全てを修得できたと判断したときは、新規採用者と共に実施担当者を経由して署長に報告するものとする。

(4) 指導担当者は、職務内容変更者及び署長指定者の実施項目の修得状況を3か月に1回以上、

実施担当者を経由して署長に報告するものとする。

第8 評価

評価者等（人事評価及び自己申告実施要領（平成28年8月26日（務）第87号）第2の2に定める「評価者等」をいう。）は、指導担当者及び対象者が実施項目の修得のために自ら行った努力を適正に評価し、大阪府警察人事資料取扱規程（平成24年訓令第14号）第2条第2項第1号に規定する人事評価書の作成に当たり、能力評価、業績評価等の評価に反映させるものとする。

第9 報告

- 1 署長は、対象者を指定し、又は指定を解除したときは、その都度、対象者の指定の状況を重点的個人指導対象者指定状況報告書（別記様式）により警務部長（教養課）に報告するものとする。
- 2 署長は、重点的個人指導の効果が顕著であると認める事例又は他の所属の参考となると認める事例について、速やかにその内容を規程第29条第2項の規定により警務部長（教養課）に報告するものとする。